

消費者裁判手続特例法等に関する検討会
第7回 議事録

消費者庁消費者制度課

第7回 消費者裁判手続特例法等に関する検討会

1. 日 時：令和3年7月14日（水）13：00～15：45

2. 場 所：オンライン開催

3. 議 題

- ・ 個別論点

4. 出席者

（委員）

山本委員（座長）、沖野委員、大高委員、大屋委員、垣内委員、木村委員、河野委員、後藤委員

（事務局）

坂田審議官、黒木消費者制度課長、伊吹専門官、西川課長補佐、守屋専門官
（オブザーバー）

最高裁判所、法務省、独立行政法人国民生活センター、特定非営利活動法人消費者機構日本、特定非営利活動法人消費者支援機構関西、特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会

※本議事録中においては、特に断りのない限り、「特例法」とは、消費者裁判手続特例法を指している。

【 1. 開会】

○山本座長

それでは、定刻になりましたので、第7回「消費者裁判手続特例法等に関する検討会」を開催いたします。

本日も委員の皆様には御多忙のところを御出席賜りまして、ありがとうございます。

まず、事務局から接続と資料の確認についてお願いいたします。

○伊吹専門官

本日も前回と同様、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、座長を含め、委員、オブザーバーの皆様をオンラインでおつなぎしております。

まず、皆様の接続状況を確認いたします。委員の皆様におかれましては、順番にお名前をお呼びしますので、画面中央にあるマイクのアイコンをオフからオンにしてお返事いただき、その後、再度マイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

※全ての出席委員について接続状況を確認。

皆様、ありがとうございます。

本日、垣内委員が1時10分頃から御参加ということで、大屋委員が2時過ぎ頃から御出席されるということ、また、飯田委員が所用により御欠席ということで伺っております。

次に、ウェブ会議の操作説明をいたします。ハウリング防止のため、皆様におかれましては、御発言時以外は常にマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。御発言される際は「挙手」をクリックしてお知らせいただきます。御発言が終わられましたら「手を下げる」をクリックください。

また、オブザーバー及び傍聴の皆様は、マイクだけではなくカメラについても常時オフに設定をお願いいたします。

続きまして、本日の資料ですが、議事次第に記載のとおり、資料1は「対象となる事案の範囲」、資料2は「共通義務確認訴訟における和解に関する規律の在り方」についての資料でございます。

以上でございます。

【2. 個別論点】

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。今回も引き続き個別論点を扱いたいと思います。前回までで各論点についてそれぞれに2回にわたって御議論いただき、検討を進めてまいりました。今回からは、各論点について具体的な提案を基にさらに議論を深めていきたいと思います。

本日は、今、資料で御紹介がありましたように、「対象となる事案の範囲」及び「共通義務確認訴訟における和解に関する規律の在り方」を取り上げたいと思います。いずれも事務局からの説明の後、それぞれについて質疑応答及び意見交換を行うという流れで進めたいと思います。

それでは、まず、資料1「対象となる事案の範囲」について、事務局から説明をお願いいたします。

○西川課長補佐

それでは、資料1「対象となる事案の範囲」を御覧ください。

まずは4ページをお開きください。第5回の議論を踏まえた基本的な方向性といたしまして、次の2点を掲げてございます。

まず、請求・損害の範囲及び被告の範囲に関する基本的な考え方を維持する。

現行法によって対象外となる請求・損害及び請求の相手方についても、対象とする必要性があり、かつ、支配性・係争利益の把握可能性が認められるものは、その対象とするという2点でございます。

6ページを御覧ください。請求・損害の範囲（類型Ⅰ・Ⅱ）について、検討のポイントを4点ほど掲げてございます。

7ページでございます。一律の慰謝料請求についての最高裁判決、ここでは、大阪空港訴訟判決、昭和56年の大法廷判決を掲げてございます。

8ページ、9ページは、消費者契約において一律の慰謝料が認められた例でございます。【事例3】は、前回第5回検討会資料11、12ページの事案でございます。

10ページから12ページでございしますが、消費者被害事案で慰謝料が認められた例を4事案掲げてございます。

13ページでございます。個人情報漏えいの類型といたしまして、IPA、独立行政法人情報処理推進機構編『情報セキュリティ白書2020』からの分類を基に作成しております。

(1) (2) (3) (4) とございまして、「(3) 内部者の不正による情報漏洩」ですが、これは委託先を含めた広い意味での内部者ということでございます。一般論といたしましては、事業者としての責任の度合いは、(1) の場合は比較的小さく、(2) (3) (4) と進んでいくに従って次第に比較的大きくなっていくということが考えられます。

14ページ、15ページは諸外国の例でございます。

16ページでございます。ここは事務局からの御提案でございます。

①または②または③の場合で、かつ、画一的に算定できるもの、これらの場合について、現行法で対象外としている特例法第3条第2項第6号の「精神上的苦痛を受けたことによる損害」から除くこととしてはどうかということについての御意見をお伺いできればと思います。

17ページは法文を掲げてございます。適宜御参照ください。

19ページでございます。請求・損害の範囲(類型Ⅲ)及び被告の範囲(類型Ⅰ)でございます。検討のポイントを掲げてございます。

20ページでございます。事務局からは、次のように御提案させていただきます。

現行の特例法の解釈を明確化することとしてはどうかという旨の提案をさせていただきます。この点についても御意見等を伺えればと存じます。

22ページでございます。被告の範囲(類型Ⅱ)についてでございます。検討のポイントとして、3点ほど掲げてございます。

24ページから29ページにつきましては、事業者の実質的支配者等の具体例として、第5回の資料の再掲でございます。

ページを飛びまして、最後の30ページでございます。事務局からの御提案といたしましては、大きく2点でございます。

1点目は、下記の①から③の全てに該当する場合の個人を被告に含めることとしてはどうかという点。

2点目は、上記①・②を前提に、当該事業者と故意または重過失による共同不法行為責任を負う事業者も被告に含めることとしてはどうか。

これらの点につきまして、御議論のほうをよろしくお願いいたします。

概略ではございますが、私からの説明は以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、質疑応答、意見交換を進めたいと思います。

前回までと同様、各委員に一通り意見を述べていただくというだけにとどまるのではなく、それぞれの御意見に対する御質問、御意見を充実させることで、

委員間の議論を深めていきたいと考えております。

したがって、毎度のことで恐縮ですけれども、御発言1回当たりおおむね2分程度を目途としていただき、他の委員の御意見を踏まえて、さらなる御意見も積極的にいただきますようお願いいたします。

本議題については、検討対象となる類型ごとに分かれておりますので、それぞれ区切って意見交換をしていきたいと思っております。

そこで、まず、資料1の16ページになりますけれども、請求・損害の範囲（類型Ⅰ・Ⅱ）という点であります。この点につきまして御発言のある委員は挙手機能でお知らせいただければと思っております。

木村委員、お願いいたします。

○木村委員

木村でございます。本日もよろしくようお願いいたします。

個別の論点のお話の前に、今後の進め方というところで一つ発言させていただければと思っております。これまでこの検討会で議論されてきた内容を、経団連の中だけではなく、ほかの事業者団体さんとの間でも、どう思うかというような感触を伺うようなことを最近始めております。やはりかなり強い懸念を出される団体さんもいらっしゃいます。

今日の資料は一つの到達点というか、大体こういう形で改正を検討しているというところが、かなりのアウトラインが見えてきたというところだと思いますが、こうした法改正がされるということは、我が国の経済全体に大きな影響を与えますし、消費者保護政策の観点だけではなくて、産業政策の観点からの議論というものも必要だろうと思っております。

そう考えますと、経済界の広いろいろな業界の意見を反映する機会というものを持つ必要があるだろうと思っておりますので、残り数回の議論、この検討会での議論を経て一定の取りまとめがされるものと認識はしておるわけですけれども、その取りまとめを受けてそのまま法改正に向けた作業に入られるのではなくて、取りまとめの内容につきまして必ずパブリックコメントを実施して、広くいろいろな業界の意見を募っていただくと、その御指摘を踏まえた法改正の作業ないしは継続した議論というものを続けていただければと思っております。

○山本座長

ありがとうございます。

私としても非常に課題があると思っておりますので、この検討会の取りまとめをする際についても拙速に進めるということにはならないように十分な議論が尽くされるように努めてまいりたいと思っておりますが、今の木村委員の御

質問は、その後の、我々が取りまとめたその次の段階についての御質問でもあったように思いますので、この点は消費者庁からお答えいただけますでしょうか。

○黒木消費者制度課長

検討会取りまとめ後につきまして、それをどのような形で法律の改正案等に持っていくのかについては今後検討してまいりたいと思いますけれども、その他これまでのやり方あるいは今、ほかで進んでおります消費者契約法の検討等もごございますので、それとの関係なども併せて、また座長とも御相談させていただければと思っております。

以上でございます。

○山本座長

木村委員、よろしいでしょうか。

○木村委員

お答えありがとうございます。

消費者契約法のほうの検討も大詰めということだと伺っております。消費者契約法のほうがより注目されているかもしれませんが、こちらの手続法のほうも非常に重要ですし、経済界に与えるインパクトという点では勝るとも劣らないところと思っておりますので、広くいろいろな業界の意見を聞いておかないとなかなかうまく進まないのではないのかなという危惧もしておりますので、ぜひパブリックコメントの機会を設けるようによろしく御検討いただければと思っております。

○山本座長

ありがとうございます。

それでは、河野委員、お願いいたします。

○河野委員

河野でございます。

今の木村委員の御発言に対しまして、私もちょっと所感を述べたいと思います。

木村委員が御提案くださいましたパブリックコメントというのは、やはり社会の理解を得られるということで、いい手段だと思っております。

一方、今回の検討の結果が、我が国の産業政策とか経済に与える影響というのを大変心配していらっしゃるという御発言の趣旨だったと思いますけれども、

現在、グローバル視点でSDGsというのが今後の社会の基軸として認識されている途中でございます。企業との関係性、それから、企業自身のガバナンスに関して非常に社会から強い関心を得られているところです。ですから、最初からお願いしているとおりに、その公正で公平なマーケットの構築という視点から、できるだけネガティブに考えずに前向きに御検討していただければと思います。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにもその進め方等大きなところからの御意見がもしあれば先にと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、資料1の個別の問題のほうに戻りまして、資料1の16ページです。慰謝料というか、「精神上の苦痛を受けたことによる損害」に関する事務局の示された検討事項というか提案について、御質問あるいは御意見があればお願いしたいと思います。

沖野委員、お願いします。

○沖野座長代理

ありがとうございます。

16ページの御提案についてなのですが、慰謝料につきましては、そもそも「精神上の苦痛を受けたことによる損害」であるということから、対象となる被害者によって非常に多様であると。そういう多様な損害の内容というのがこの手続になじまない、簡易確定手続においても非常に時間がかかるとか、そういった事情があることから除外されたものと理解しております。

しかしながら、今回、実際の裁判例などでお示しいただきましたように、そのような多様性のあるものはもちろんありますけれども、むしろ定型的に把握できるものもあることが分かっておりますし、また、そのような判決が出ているということも明らかになっていると思います。

例えば、契約締結過程における説明義務違反のようなものと、むしろ損害としては慰謝料で対応するというのもよく見られるところですし、それは財産的な損害の把握の困難さをそれに対応しているという面もある場合があります。

さらに、消費者被害において少額での一律の慰謝料が認められている例もございますので、そういうことを考えると、消費者被害に対して救済を確保するという点からは、そのような場面におけるこの手続の利用がおよそ入り口で一

律に排除されているというのは望ましくないと考えられます。

したがって、慰謝料に当たるものの一律除外という現行法の在り方は見直すべきです。そうしたときにはやはりこの多様性という点をどうするかという問題があります。定型的に把握できるということを要件とするというのが適切だと考えられるところです。そして、それを超える制約をさらに課すかというのは、またもう少し別の考慮になるかもしれません。定型的な把握だけではどのような影響があるか分からないとか、もしそういう懸念があるとしますと、さらに一定の絞り込みをかけるということが考えられます。

今回の御提案は、①、②、③というものが「または」で全部つながるわけですが、3つの場面というのが切り出されています。これらの場面は、具体的に問題となり得る場面、あるいは実例として救済が図られなくて実際にも非常に問題が出ているという幾つかの例から切り出したものですから、ここでの絞り込みの仕方は、定型性プラスアルファとして必要があると考えられる場面を実際の実例に即して絞り込んだという説明になるのではないかと思います。

ただ、そうしますと、このような考え方によっているので、どうしてもややアドホックといいますか、いささかばらばらに3つの場面が出てきているということになるかと思います。ただ、それもそのような絞り込みをしたということでも十分成り立ち得るものだと思いますけれども、アドホックなということは結局間が落ちてしまうということもあり得ますので、むしろ逆に、基本的には定型性さえあればいいのだけでも、特にこういった場面で懸念がされるようならば、そちらはさらに除外するというやり方もあるとは思われます。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかに御意見はございますでしょうか。

河野委員、お願いいたします。

○河野委員

ありがとうございます。

先ほどもちょっと前提の話をさせていただいたのですが、改めまして今回の検討事項である対象範囲の検討の前提として、この制度の策定時を振り返ってみますと、比較対象としてアメリカのクラスアクションが引き合いに出されておりまして、一番の懸念事項として濫訴が挙げられ、そのリスク軽減のためにかなり慎重な制度設計になったと記憶しております。その結果として、施行後5年になろうとしている今、制度を活用した被害回復が若干1件にとどまって

いるということでございます。

今回の見直しでは、当初石橋をたたいて制度設計を行った面を多少なりとも拡張していただき、もう少し使い勝手をよくするという視点で御検討いただく、そのことがこの特例法を策定した行政の責任でもありますし、社会のニーズに応えることになると考えます。

すみません、前置きが長くなりました。

慰謝料なのですけれども、慰謝料はその判例等もございますので、例外規定の例外をつくって対応していこうというスキームということで、大変狭い道だと思いましたが、画一的に算出できるのであれば範囲に入れてもいいのではないかと御提案で、私としては被害救済の道が広がるということで賛同いたします。

一方、あえて申し上げますけれども、今のインターネット全盛時代において、かつてはそれほど契約のときに重要視していなかった個人情報漏えいに対する社会の関心もとても高くなってきました。先ほど、13ページに程度の差によって類別されるという御提案はありましたし、それぞれの事情によって簡単に判断するのは早計だとは思いますが、最終判断は司法が行うことだと思いますけれども、セグメントごとに画一的に算定できるという前提が確保できるのであれば、個人情報漏えい事案等に関しても広く対象に含めていただければと考えるところです。

以上でございます。

○山本座長

ありがとうございます。

それでは、大高委員、お願いいたします。

○大高委員

ありがとうございます。

私としては、基本的には今、沖野委員、河野委員からあったところと基本的に賛同するところですが、この検討会はそもそも団体のニーズを踏まえて、急ぎ対応が必要なところを取りまとめて一刻も早い改善を実現するというのが最大のタスクだという理解をしております。まずは広くコンセンサスを得られるところから改善の実現をしていくという方向性自体はそのとおりだと思っていて、そのような観点から、この16ページといいますか、その累計のⅠ・Ⅱに関して、まずは慰謝料というものを念頭に置いて検討を進めていくということ自体には異論はないところです。

ただ、第5回検討会でも申し上げましたけれども、その拡大損害などであっ

ても、当然定型的に認定が可能な類型的損害というものはあると思っておりますので、そういう事案については当然支配性とか係争利益の把握可能性という基本的な考え方をお示しいただいたような要素というのは十分に認められると思っておりますので、それを一律に特例法の対象から排除していく必要はないと思っております。この点、もちろん今のここの慰謝料請求をまずはプライオリティを置いてということ自体には反対いたしませんけれども、その点はやはり留意が必要かと思っております。

その上で、16ページの検討事項について少し申し上げたいと思います。この点については河野委員、沖野委員からあったとおり、基本的には大筋でそんなに異論はないところなのですが、ただ一方で、先ほど申し上げたように、本来であれば特例法の対象事案をどうするかというのは、基本的には支配性とか係争利益の可能性というところから考えていくわけですので、この検討事項では、慰謝料請求のうち画一的に算定ができるものであれば基本的に対象に取り込んでいっていいというのが筋ではないかと思うところです。諸外国の例を見ても、精神的損害自体をそのまま外してしまうというケースはむしろ少数ではないかと思っておりますので、その点からも基本的には取り込む方向で考えていくべきだと思います。

その上で、絞り込みをするかどうかというところなのですが、ここについては沖野委員からもありましたように、若干理屈というよりは、アドホックという御意見もありましたけれども、取りあえず何か必要そうなところからという感じがあって、果たしてこれでいいのかどうかというところについてはもう少し議論の余地があるのかなと思っております。

特に③の故意・重過失に絞っての点につきましては、そもそも事業者に過失があれば責任があって、消費者に対して何らかの被害回復をしなくてはならないという立場に立つわけですから、その理屈として十分合理的な理由があるのかなというところはやはり疑問に残るところでありますので、そこはもう少し検討が必要かと思っております。

最後に1点、事務局に御質問なのでありますが、ここの16ページで画一的に算定できるものという一つの要素をお示しいただいておりますけれども、これはいわゆる支配性の要件とはどういう関係にあるその要件なのか、要素として考えていただいているのか、そこら辺の整理について少し補足で御説明いただけると助かります。

以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、最後の点の御説明を事務局からお願いできますか。

○伊吹専門官

事務局でございます。

16ページの画一的に算定できるものと支配性との関係ということで御質問いただきました。

まず、16ページに書いております画一的に算定できるものは、支配性とは別のものとして考えております。その上でここでは慰謝料に関して、先ほど御指摘いただいたような係争利益の把握可能性なども踏まえまして、その額について画一的に算定できるかどうかというところを意図したものでございます。

現状の支配性のところに関しましては、二段階目の手続での適切かつ迅速な審理が困難とは言えないというところになっておりまして、その慰謝料の額自体のこの算定の問題というところと違うところがあるというふうな理解をしております。

以上でございます。

○山本座長

大高委員、いかがですか。

○大高委員

一応理解いたしました。そうすると、基本的には画一的に算定できるケースということなので、基本的には支配性が欠くことはまずないということになりますか。そこら辺がちょっと、新たな要件をつくったのか、いわゆる支配性を言い換えたものなのかがよく分からなかったもので御質問した次第です。

○山本座長

恐らく、理論的な解明はまた、これが制定された後にいろいろ議論があるのだらうと思えますけれども、支配性と重なり合う部分があるということは恐らく確かなのでしょね。完全に恐らく重なるものではなくて、この金額の部分について、その限りにおいては支配性よりはあるいは強い要件なのかもしれないけれども、そういう形であるから、それで多くの場合は大高委員が言われる支配性があるということになるのかなとは思っておりますけれども、重ならない部分もあるかもしれないという感じですかね。これは私の個人的な感想です。

○大高委員

ありがとうございます。議論をかき乱しまして失礼しました。

○山本座長

いえいえ、ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

木村委員、お願いいたします。

○木村委員

16ページで、要件のほうで踏み込んだ御提案をいただいているかと思えます。こういった形で一定の考え方を示していただいておりますけれども、これまでこの検討会で慰謝料というものが精神的損害だけではなくていろいろな損害の受皿になっているという御指摘があったかと思えます。本当は精神的損害と言えないようなものも含めて、だけれども法文上は精神的な損害ということで、一定の要件を満たせば請求可能にするということなのだ、そこを意図しているというふうに理解しました。

結局、精神的損害ではないものもそこに含めていろいろ請求できるということの意味しているかと思えますので、事業者からすると、予測可能性が現行法に比べると著しく低下するということは否めないという点において反対せざるを得ないと考えております。

そして、要件①、②、③と画一性の話についてちょっと敷衍して御説明さしあげたいと思えます。

要件①では、財産的損害と併せて請求されるものということかと思えます。これを本体と付随的という言葉が正確かは分かりませんが、何がしかの財産的損害があるときにそれに付随して慰謝料請求をするということが典型的だというふうに理解しましたが、この対象となり得る慰謝料の範囲というものはかなり広くなると考えますし、もしその本体というか財産的損害が認められなくても慰謝料だけ認定されて請求認容されるということもあるかもしれないと考えますので、ちょっと受け入れ難い部分があるかと思えます。もし要件①を入れるのだとすれば、財産的損害のほうで認められなければ精神的な損害、慰謝料のほうも当然認められないという判断が必ず下るのであればまだしも、そうでないとすると慰謝料部分だけ請求できてしまう、認められてしまうということがあるかもしれないと危惧しております。

要件の②のほうです。給付の内容に関する義務違反により生じた精神的な損害も請求できるということかと思えますが、契約の給付の目的というのはいろいろ、まさに民法上の解釈論もあるところでして、個別個別でかなりバリエーションがあるのかな、どこまで給付の内容等に関すると言えるかどうかということが争いになることが多いのだろうと考えますし、個人情報漏えい事案で

あっても給付の目的の中に個人情報を適切に取り扱うことというものを読み込めてしまうということもあるかもしれないので、結局ここもかなり広がりを持つような要件と考えますので、②のような要件をもしつくるのであれば、特に請求を認める必要性が高い類型だけを具体的に限定列挙すべきだという意見が経団連の中からは上がっております。

次に、要件③です。要件③がやはり一番懸念するところで、故意・重過失に限定はされたというところではありますが、訴訟の入り口の段階で軽過失か重過失かという判断は当然なかなか難しいわけです。実際のところは審理を経て、最終的にほかの要件と併せて裁判所が判断するということになるかと思いません。結果として軽過失とされるような事案であっても訴訟提起が妨げられるわけではないと考えますので、事業者からすると、個人情報漏えい事案であればすべからず応訴負担が生じるのではないかという懸念が生じております。

また、和解の柔軟化ということ等もあって、和解を目的としての提訴が増えるのではないかという懸念もかなり多く聞かれたところです。要件③を入れることにつきましては強く反対したいと思えます。また、残すとしても故意の場合だけにすべきではないかという意見もございました。

最後に、「画一的に算定できるもの」という、これが支配性の要件とどう違うのかという議論が先ほどございました。画一的に算定できるのだという消費者庁の御説明を前提にしたときになのですが、これは会員企業からあった意見ですが、算定方法、計算式が画一的だけれども、実際にはその被害者によって額がばらばらになるようなケースもあるのではないかと。交通事故などはある程度算定方式が明確に、実務上明確になっているけれども、当然人それぞれによって慰謝料の額が違う、そういうことも含むのかどうかという疑問です。この画一的という趣旨の要件を入れるのであれば、損害額が画一的に算定できるというのではなくて、請求額が一律になると、認容額が一律になるというものに限定すべきではないかという意見がございました。

ひとまず私からの意見は以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。それぞれの要件について御意見いただいたと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

沖野委員、お願いします。

○沖野座長代理

ありがとうございます。

木村委員から詳細に御懸念を伝えていただいてより明確になった面があるのですが、御指摘になった点のうち、最初の点と最後の点がよく理解できなかったものですから発言させていただきます。

1点目は、その慰謝料というものが、機能的にというべきなのかもしれませんが、多様な面を持っていると。そういうものにすると予測可能性が低下するのではないかという御指摘なのですけれども、そのお考え方としては、現行法の「精神上の苦痛を受けたことによる損害」というものがイコールで慰謝料といわれるもののすべてに対応しているわけではなくて、それよりも精神的な苦痛だけというふうに限定され、現行法で除外されるのはそこだけということになっており、それ以外のものは現行法上も除外されていないと。だから慰謝料の中には除外されていないものもあるという解釈を前提とするようにも思われるところなのです。そうしますと、ちょっと御趣旨と合わないのではないかなと。つまり、そのような理解のもとで現行法に照らすと、これをいわゆる慰謝料を指すものと見ることによって、不利益というか予測可能性の点で事業者に不利益を課すようなことにはむしろならないのではないかと思われたところです。

それから、最後におっしゃった点なのですけれども、裁判例でもある程度段階分けにして、第1パターン、第2パターン、第3パターンと分けて、どれに当たればどれになるという形で分けをしているものもあり、それは問題の状況をパターン化する場合に完全に1つのパターンのみというわけではないという場合が十分あり得ることを示していると考えられます。そういったときも、第二段階においてはその事情が分かれば機械的に当てはまるということがありますので、その事情の認定がどのくらい困難かということにもよると思うのですけれども、言わばある程度画一的に出てしまうということも十分に考えられるので、認容額が一律一定、全員について1つの額という場合には必ずしも限らない。まさに画一的に算定できるというのは、第二段階における簡易迅速というのを損ねないような形であるということが想定されるということではなかろうかと思います。そうなると、支配性とどう違うという話にまたなってくるわけなのですけれども、必ずしもおっしゃったような場合に限る必要は御趣旨からもないのではないかと思ったところです。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

木村委員、どうぞ。

○木村委員

沖野先生、ありがとうございます。

最後の指摘のほうは、おっしゃるところを踏まえてもう一度内部で諮ってみたいなと思いました。

最初のところですが、私の説明がちょっと分かりづらくて恐縮です。確かに現行法上も精神的損害でなければ請求できるのではないかという解釈論もあり得るかもしれないのですけれども、今のところはそうはなっていないという理解を前提に置いた上で、精神的損害の中でも一定のものは請求できるというようになります。でも実質的には精神的な損害と言えないものも含めて請求される、個別的な財産的損害をうまく認定できないから慰謝料という形で裁判所が認定するようなものも請求できるようになるだろう。そこにはいろいろなものが乗っかってき得るので予測可能性を害する、そういう趣旨で申し上げておりました。分かりにくくてすみませんでした。

○沖野座長代理

とんでもないです。ありがとうございました。

○山本座長

ありがとうございました。御趣旨が明確になったかと思います。

ほかにいかがでしょうか。

大高委員、どうぞ。

○大高委員

ありがとうございました。

木村委員からの御発言、ありがとうございます。事業者側の予測可能性が下がるのではないかという御懸念は理解はするところでありまして、何でもかんでもよく分からないものが請求される可能性が出てくるということだけで事業活動に対する恐らく萎縮効果を生むという御趣旨なのだろうと理解いたします。

そういう意味で、今回の事務局の御提案でいうところの画一的に算定できるものというのが非常に重要な要件になってくるのだろうなと思っておりまして、逆にそこがきちんとある程度明確な形で仕組めれば、今、木村委員がおっしゃったような御懸念のかなりの部分は解消されるのではなからうかと思うようなところもあります。また、その原告である団体の訴えの仕方にもよるわけで、そこがもしそもそも曖昧な請求であればその時点で当然反論いただいて、それは却下すべきだというような反論していただくことになるのだろうと思います。

あと、木村委員が和解目的の提訴が増えるのではという話、今日の後半の議

論にも関わるところでありますけれども、確かにアメリカだと、これは座長のほうがお詳しいので御説明いただいたほうが良いと思うのですが、和解目的でクラスアクションの認可を求めるといのが許されるのかどうかという議論があって、私の理解ではアメリカの連邦レベルではそんなことはできないというふうに理解していて、そういう本来認められるべきでない訴えを前提にした和解というのは望ましくないというはおっしゃるとおりだろうと思えます。そこは適正性の確保といいますか、後半のところ議論になると思えますけれども、その議論については確かにあり得ると思っております、それについてはしかるべき対応をきちんと考えたほうが良いというふうには思っております。

以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、垣内委員、お願いいたします。

○垣内委員

垣内です。ありがとうございます。

前の会議がちょっと長引きまして遅参いたしました失礼いたしました。

今、資料の16ページの検討事項に関して途中から議論を拝聴していますので、少し文脈に合わない発言があるかもしれませんが、私自身は慰謝料についても一律に除外するというのではなく、場合によってはこの制度の対象とするという方向で考えてはどうかと思っておりますので、その一つの具体化として、本日の検討事項で示されているような御提案も検討に値するものかなと感じました。

ただ、検討事項の冒頭で「次のような場合には、対象とする必要があり、かつ、支配性・係争利益の把握可能性が認められるのではないか」という問いかけで要件が御提示いただいているわけですが、先ほど来、最後の画一的な算定というところと支配性等との関係についての御議論があったようですけれども、支配性・係争利益の把握可能性という点で申しますと、慰謝料というものの性質上、画一的に算定できるようなものなのだとすることが仮に言えるようなものであれば、この後段の画一的に算定できるというところで支配性等は満たされているという評価もあり得るのかなという感じもいたしました。

そうなりますと、①、②、③というのは、それに対して、例えば、事業者の応訴負担であるとか予測可能性といったような観点から一定の絞りをかけると、そういう機能を期待されているということなのかなと思いました。

そうした観点から見ましたときに、①の財産的損害と併せて請求されるというものについては、確かに財産的損害については既に制度の対象となっていて提訴の可能性があるということですので、それと併せて慰謝料が請求されるということであれば、追加的な応訴負担ということには必ずしもならないし、画一的に算定できるということであれば支配性等の観点からも基本的には問題がないのではないかなという形で説明が可能なのかなと思ったところです。

②のところにつきましては、若干必要性が高いという説明になるのかもしれませんが、理論的にどういう位置づけになるのかということについては、①とは少なくとも少し性格が違う話のようにも思われます。

③の故意・重過失も、画一的に算定できるものであれば過失のみであるという場合であっても認めていいという考え方もありそうである一方、財産的損害と併せて請求されるわけではない、全く新規に認める類型だということである絞りをかけるということであれば、こういったこともおよそあり得ないものではないのかなという感じもいたします。

ただ、いずれにしても、この①、②、③というのが、それぞれに少し異なった趣旨というか説明を伴うもののようにも思われまして、全体的な説明は与えられているということなのかもしれませんが、もう少しそういう説明が実質的にできると分かりやすいケースになるのかなという感じがいたします。

その関係で、先ほど直前に大高委員が言われたことに関係するかもしれませんが、画一的に算定できるものというのがどういう場合にこれに当たるのかということについて、従来の裁判例等を踏まえて、何か実質的にこういうものが画一的に算定できるものとして想定できるのだということがもう少し具体的に示せることになると、全体として実質的な要件立てが整合的な形でできやすいということになるのかなという感じがしております。

あまりまとまりがない意見で恐縮ですが、以上です。

○山本座長

ありがとうございます。

それでは、後藤委員、お願いいたします。

○後藤委員

ありがとうございます。

今の、垣内委員が仰っていたこととほとんど重複しますので、私からは懸念している点のみ申し上げます。まず③の提案における重過失という判断なのですが、過失の程度、重過失か否かという判断が実務的にどうなされるのかが争いになるものと思われます。

次に、資料1、P13の(1)において外部からの攻撃による情報漏えいの例示があります。このような場合、第三者的に見ると、外部からの攻撃ですから、通常は事業者側もよほど無防備である等の事由がなければ、通常は被害を受けた側として免責されるものだと思いますが、例えば、どの程度のファイアウォールを採用していたかなど、対策の程度に対して責任を問われる可能性も出てくるということも考えますと、重過失の線引きというのはかなり慎重にやらざるを得ないと考えます。

それから、画一的に算定できるものという御提案について申し上げます。ほとんどの委員が私と同様の御懸念を持っておられると思いますが、立法時にこの課題について検討をしたときにも、情報漏えい事案を例に検討したと思います。このような情報漏えい事案が発生した場合に企業側が基本的にどのように対応していたかという、例えば一律500円とか1,000円の商品券をお詫びの記しとして配布するなどして解決しておりました。個人情報漏えいによる実体的な損害がなかったということもあり、このような対応で特段の問題も生じていなかったため、それがそのまま踏襲されていくのかと思っておりました。しかし、それでは納得できないという消費者もおり、さらには500円や1,000円の商品券で情報漏えいの事実をなしにするのか等の議論もあって、最近では、どちらかという実被害がないものについては、原則お詫びはしますけれども、お詫びと併せて商品券のようなものをお配りすることは極めて少なくなっていると思っております。

ですから、そういう状況を踏まえますと、一律に、あるいは画一的に算定できるからといって、実被害がないものを企業側に負担させるという仕組みが果たしていいのかどうか。この辺りはもう少し議論が必要ではないかと思っております。現状で判例の中にもありますように、全員が共通の被害を被ったと認定できるようなものについては慰謝料という形で請求することについては裁判所も認めているということなのですが、そういった共通の被害、実質的な金銭的被害が発生していないようなものについても、漏えいしたから何とか慰謝料という形で支払えという仕組みを取ることが果たしていいのかどうか。それで本当に消費者被害の解決できるのかということについては、非常に疑念が残りますので、この点については更に検討が必要ではないかと思っております。

○木村委員

軽過失か重過失かという線引きについて、13ページに上がっているような事例を基に考えたときに生まれてくる疑問ですけれども、多くの企業では個人情報保護委員会ないしは各監督官庁において出しているガイドラインといったものを踏まえて、個人情報漏えいしないような体制整備をしているのだと、そ

ういったことだと理解しております。こういったガイドラインに則って、場合によっては民間団体がつくるような認証に則ってということもあるかもしれませんが、世の中一般に妥当と認められているような基準に従って体制整備をしていたのだけれども、外部からの攻撃ないしは内部者の不正によって事故が起きてしまうということはありません。こうした場合でももし重過失だと認定されるようだとすると、事業者としてどこまで対策を講じればよいのかが不明確になると懸念いたします。

米国において、制度上はその事案が除外されていないということは私も同じ認識なのですが、具体的事案において果たして、情報漏えいによる慰謝料が認められているかは議論の余地があると考えております。制度的には入っていますよねという話と、実際には諸外国において結論として認められていないようなものについても我が国でも制度的に入れましょうという話になるかどうかというのは、議論が若干違うかもしれないです。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。この点につきましてはよろしいですか。ありがとうございました。かなり議論が深まったのではないかと思います。

それでは、次の点でありますけれども、今度は同じく資料1の20ページです。請求・損害の範囲と言われているものにつきまして、御意見あるいは御質問でも結構ですけれども、いただければと思います。

河野委員、お願いいたします。

○河野委員

ありがとうございます。

この点に関しましても、契約当事者でない事業者が請求対象となるのが、現在の複雑なビジネス構造を考えると、直接契約者でないにしてもそれなりに関係性がしっかりと明確になれば、当然これを整理していただけて可能となるようにしていただきたいと思っています。

御提案では解釈でということなのですが、もし解釈でという範囲で拡張してくださるということであれば、事業者、それから、特定・適格団体の双方にこの分野が対象となることをしっかりと周知し、先ほどから予測可能性というお話が何度も出てきておりますけれども、事業者の方もビジネスをするのであれば、こういったところにもその責任をちゃんと取っていただくという意味で、実効性のある対応になっていただければと思っています。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。
ほかにいかがでしょうか。
大高委員、お願いします。

○大高委員

ありがとうございます。

基本的には今、河野委員がおっしゃったとおりかと思っております、契約当事者では必ずしもなくても、その契約と密接に関連する、むしろ原因をつくり出した者がいるときに、その者に対しての請求を何らかの形で認めていくというのは必要かと思っております。これをどういう形で明確化するという上で、法改正というやり方と解釈でというやり方があるのだというのが前回議論になったと思いますけれども、今回は解釈でという御提案がありまして、それ自体は特に反対してございません。

ただ、今、河野委員から予測可能性とありましたけれども、被告にとっての予測可能性もありますし、また、原告の団体にとっても、特に日本の場合は特定・適格という形で一定の監督も受ける団体が提訴するというところで、闇雲に提訴するというのは基本的にありませんから、それはやはり訴えができる、できないというのは具体的にお示しをいただけると、原告と被告の双方にとってメリットがあるのではないかなと思います。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。
ほかにいかがでしょうか。
木村委員、どうぞ。

○木村委員

請求・損害の範囲（類型Ⅲ）と被告の範囲（類型Ⅰ）について、今回の御提案は景表法の話に絞ってということだと理解いたしました。景表法以外の類型が除かれているということについてはよろしいかなと考えるのですが、景表法違反の事例だけをここに入れてくることの必要性がまだびんと来ていないというのが正直なところです。

また、景表法につきましては、累次の改正でかなり規制強化、執行強化が図ら

れているところで、特に課徴金納付命令を出すことができるようになったというところが非常に大きかったかと思います。

課徴金納付命令を発出できるようになったということのサンクション、要は法執行の強化が実際にどれくらい効果があるのかということのをちょっと見極めた上で、その被害回復のための一律的な請求を可能にするべきかどうかという議論をすべきなので、まずその課徴金納付命令等の法執行の強化の効果というところを十分に検証する必要があるのではないのかなと考えるところです。

私どもとしてはそう考えるのですけれども、今回の御提案は、法改正はせずに解釈論を明確化していくということだと理解します。そのときにどういうように明確にされるかということは今後の御検討なのかと思うのですが、事業者が不当表示をしたから直ちにそれが勧誘だというわけでは決してない。勧誘があつて初めて購買行動につながって、それで被害を生じるということかと思えます。なので、そういった判断が間に入るのだということ、そこはそれでまた明確にする必要があるのだろうなと考えます。

○山本座長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

大高委員、どうぞ。

○大高委員

何度もすみません。木村委員から御発言があつたところで少し発言したくなりました。

まず一つなのですけれども、景表法の関係で課徴金の執行状況を見てはという話がありましたけれども、もともと景表法に課徴金が入るときにも、主に事業者側から慎重な意見がかなりあつて、よく言われたのが、課徴金を払うことによって消費者に対する被害回復の妨げになるのではないかというようなことで、非常に慎重な意見があつたのです。それで、景表法に課徴金が入るときに、では被害回復を促進しようということで、事業者が不当な表示をした結果、消費者に対して返金とかをした場合は、そこは課徴金から除外しましょうねという規定が入ったのです。

ただ、私は全部を調べたわけではないのですけれども、恐らくほとんどそれによって課徴金額が減額された事案というのはほぼないのではないかというのが私の理解です。ここは消費者庁内部の話ですのでそこを調べてみたら分かると思いますけれども、恐らくそれが実態ではないかと思っていますので、むしろ課徴金を課されているけれども、それによって何かその事案について積極的

に事業者が被害回復を図ったという事案というのはあまり、あるかもしれないけれども少なくともメインストリームではないというのが私の理解ではありません。

あと、景表法以外の事案でという、広げるべきだという御発言もありましたけれども、私も取りあえずこの検討会ではここに絞ってということについては全く異存がないのですけれども、ただ、景表法以外でも実際に責任を負うべきその契約当事者以外に実際に本来は責任を負うのが望ましい事業者がある事案というのはほかにもあるのだろうと思いますけれども、それは恐らく将来じっくりともう少し時間をかけて検討すべき課題かなと思っております。

以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、この資料では最後の点になりますけれども、同じく資料1の30ページ、今度は被告の範囲（類型Ⅱ）についてです。この部分について御発言のある委員はお知らせいただければと思います。

河野委員、お願いします。

○河野委員

では、口火を切らせていただきます。

被告の範囲についても現行よりも少し間口を広げてくださるという御提案だというふうに30ページは読ませていただきました。特に悪質性が高い事業者で白黒は明白だけれども、最終的にこの制度が目指すべき被害回復には至らないと思われる案件に対して、こういう御提案をしてくださったと思っています。

消費者から見ますと、このスキームに関しては実効性がどう担保されるのかというところがちょっと不安に思うところがございます

まず、①、提訴時点で十分な財産がないかまたは事業者に対する強制執行に著しい困難が生ずるおそれがあると見込まれというところに関して言うと、現状でも何らか推測する手段というのがあるとは思いますが、この①、②、③全てを同時に満たすという、その全てに該当する要件を団体側が根拠を示して立証しなければならないということに対して、やはり実行可能性はどうかというふうに感じました。

特に②の事業者の故意、過失に加えて、3番目の共同責任を負う個人の故意・重過失をあらかじめ判断して提訴するというのはとても難しいことではないかと思われましたので、こういう要件をそろえていただいたとしても、本当にこれ

を活用して、実際、現状よりも解決手段が広がるのかどうかというところが、素人の私からすると、なかなか想像できにくいところがあるのですけれども、アカデミアの先生方もいらっしゃると思いますので、これで本当に可能なのかどうかというその見通しをもう少し解説していただきたいのと、実際、団体の方が本当に使うようになったときに、この提案をどう受け止められるかという、団体の方でもし現時点で見解がありましたら教えていただきたいと思いました。

以上です。

○山本座長

ありがとうございます。

団体のほうについての御発言要請もありましたけれども、もし今の段階であれば、あるいは後で適宜挙手をいただいても結構ですが、ほかにいかがでしょうか。

大高委員、どうぞ。

○大高委員

ありがとうございます。

30ページに関しまして、基本的な私の意見としては、ある事業者の違法な事業執行によって多数の消費者被害、損害が生じたという場合において、その事業者の違法な事業執行に関連して、その消費者に対して直接的に法的責任を負うべき役員等の個人がいるのであれば、その役員等の個人に対して消費者から集団的な被害回復を求めるということ自体は法的に認められた請求ということになりますので、おかしいことではないと。

そうだとすれば、本来であれば、その個人が事業者とともに共同不法行為責任を負うかどうかという要件があれば、理屈から言えば十分であって、仮にそれ以外に要件を加えるのだとすれば、そういった個人に対する役員責任というものの個人責任を迫ることによって何か弊害があることを防ぐ前提で、それを防ぐための必要最小限の要件にするというのが筋ではないかと思います。

この点に関して、第5回の検討会で、仮にこういう個人責任の集団的に請求できることが可能になった場合に、役員に萎縮可能性があるのではないかということであれば、例えば、共同不法行為が成立する場合であるとか、故意・重過失というのが認められる場合に絞ればいいのではないかという意見を申し上げたところなのですけれども、ここでイメージをしていました故意・重過失というのは、共同不法行為についての故意・重過失ではなくて、むしろいわゆる会社法第429条の職務執行についての故意・重過失みたいな悪意なものをイメージしておりまして、今回、事務局からは③で共同不法行為をさらに故意・重過失に限

定するという御提案をいただいておりますけれども、若干私が想定した縛りとはややちょっと違っていて、むしろここまで縛ってしまうとなかなか立証が難しい部分もあるのかなというところを危惧いたします。特に②の主観的要件ですけれども、少なくともその②、③ともに故意・重過失という主観的要件を重ねていくというのは立証の範囲のハードルが高くなり過ぎないかということをやっと危惧いたします。

そして、①の要件で、まずは事業者本体に被害回復を求めるべきだといった要件を加えるのであれば、②、③の主観的要件というのはもう少し緩やかに考えてもいいのではないかなというのが感じたところです。

ただ、その①の要件も必要性自体は理解するところなのですが、ただ、御提案いただいている、判断基準時を訴えの提起時とした上で、かつ、その財産があたかもないことの立証を求めるかのような、要するに団体に立証を求めるかのような要件というのはやはりちょっとどうかと思っております。むしろ、その基準時を審理終結時にしていただいた上で、事業者自身に財産がちゃんとあるのだよということをきちんと事業者が説明した場合は個人に対する訴えは却下するとか、そういった建付けのほうが望ましいのではないかと思うところです。

少々長くなりました。以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、木村委員、お願いいたします。

○木村委員

消費者庁への質問になるのですが、まず、要件①、事業者に必要な財産がないということを要件の一つにするということ、この判断の主体ないし基準というものをどう定めていくのかというところが一つ疑問でございます。

次に、この要件の末尾に「事業者に対する強制執行に著しい困難が生ずるおそれがあると見込まれ」とございます。民事保全法の第20条でしょうか、仮差押命令を発出するときの要件として、「強制執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあるとき」というところをイメージしているのだと思うのですが、でも、「おそれがあるとき」という民事保全法の要件と、ここで言っている「おそれがあると見込まれ」は同じなのか違うのか、違うのであればなぜそうになっているのか。

また、要件③で「共同不法行為責任を負う個人」という記載がございます。これはあくまで民法上の不法行為に基づく責任が認められる場合を意味している

のであって、例えばですけれども、会社法第429条で言うところの第三者責任が認められる場合というのは本法の対象外という理解でよろしいかというところ
です。

以上の3点を質問したいと思います。

○山本座長

ありがとうございます。

それでは、消費者庁からお答えをいただけますか。

○伊吹専門官

消費者庁でございます。

木村委員から御質問いただいた点で、順番に申し上げますと、まず①に関し
まして、①の要件についての判断の主体、基準について御質問いただいたかと思
います。こちらのこういった要件を設ける際には被告に含めるかどうかという
ことで訴訟要件ということになってまいりますので、そういった意味では最終
の判断は裁判所におかれてされるということになるかと思えます。その際の
基準というのは、最初、こういったものを条文化する際にその条文の書きぶり
をどうするかというところは今後の検討になるかと思えますし、また、その解
釈の中身がどうなっていくのかというところはその後の運用によるところがあ
るかと考えております。

続きましては、同じく①で、この後段のほうの「強制執行に著しい困難が生ず
るおそれがあるの見込まれ」というところに関して、民事保全の仮差押えの
要件と違うのかどうかというところがございました。こちらはそもそも手続の
性質としては、こちらの確認訴訟の被告適格の要件ということが想定されま
すので、そういった意味では元の性質自体は違うところはあるかなというところ
は考えております。その上で、最初に条文などを想定するときはどうなのかと
いうところは先ほどと同じく、今後の検討のところになるかと考えております。

最後に③に関しまして、もしかしたら御質問の趣旨がうまく受け止められて
いないのかもしれませんが、会社法第429条による役員損害賠償責任がこの制
度の対象になるかどうかという御質問だといたしますと、現行法に関して申し
上げますと、第3条第1項第4号による不法行為に基づく損害賠償の請求が、
民法の規定によるものに限るということにはされております。その上で、会社
法第429条の損害賠償責任の法的性質については解釈があるのかもしれませんが
けれども、それが民法の規定によるものではないということになると対象外に
なると考えております。

以上でございます。

○山本座長

木村委員、いかがでしょうか。

○木村委員

どうもありがとうございます。理解できました。

○山本座長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、埼玉消費者被害をなくす会からお話しいただきます。

○埼玉消費者被害をなくす会（長田）

埼玉消費者被害をなくす会の長田と申します。よろしくお願いたします。

先ほど、河野委員から団体のほうのということで御指名いただきましたので、団体のほうの観点からちょっと意見を述べさせていただければと思います。

まず、①の要件に関しては、例えば、私どもがやった給与ファクタリングの事案については仮差押えを、保全手続を先行させていただきました。仮差押えがあっても十分な資産が保全されないということになれば、当然、個人の被告を対象とするという①の要件を満たすというふうに考えてよろしいのかなと思うのですが、どの事案であっても保全手続を先行させることができるかというところではない事案も多数あると思いますので、必ずその保全手続が必要なのだというような要件の建付け、規定の仕方によると思うのですけれども、そのように読まれてしまうと非常に狭い要件になってしまうのではないかと考えています。

そして、②の要件、③の要件はそれぞれ故意または重過失という形になっていて、これも例えば、我々がやった給与ファクタリングの事案であれば、これは貸金業法、出資法に違反した故意の貸付けと評価されるものですから、いずれも恐らく要件としては満たすのだろうと考えます。

ただ、実際の実務的な部分でいうと、故意又は重過失による不法行為と、過失による不法行為というのが評価の違いなので、非常に実務的にはそこを分けるというのは難しい要素がたくさんあると考えていますので、両方その故意または重過失というのを要件に入れるとなると、できる場面が非常に限定されるのではないかと思います。

それから、先ほど第429条のお話が出てきたのですけれども、これはなかなか、今回難しいのかもしれないのですが、確かにいわゆる悪質商法について、取締役とか黒幕的な人の個人責任を共同不法行為責任で認めるケースというのはあ

るのですが、一方で、会社法の第429条の責任で、組織的な会社の法人の不法行為なんかの場合には、第429条のほうで個人の責任については認定するという裁判例も多数あります。個人責任を追及する、黒幕的な人間の責任を追及するという意味では、会社法の第429条の責任というのも、責任を追及する上では非常に使い勝手のいいというか条文ですので、そちらのほうで追及できる道も検討いただけるのであれば検討いただければと思います。

以上です。

○山本座長

ありがとうございます。クラリファイいただいたかと思います。
それでは、垣内委員、お願いいたします。

○垣内委員

ありがとうございます。垣内です。

先ほどの大高委員の御発言とも重なるところがあるかと思えますけれども、一定の絞り込みが必要であるということは分かるようには思うのですが。

絞り込みが必要ではないかというところは一般論としては理解ができるということなのでは思いますが、この①、②、③という今日お示しいただいているものが過不足のない要件になっているのかという点からすると、いろいろ議論の余地があるのかなと思っております。

①の点につきましては、これは大高委員から御指摘があったところですが、訴訟要件ということであれば、一般原則としての要件は答弁の終結時ということだろうと思われしますので、特別に必要がなければ訴えの提起時ということにする必要はなくて、提起時には財産があったかもしれないけれども、後になくなってしまって、後で実は提起時にはあったのですよということが仮に分かったときにこれを満たさないというのはあまり適切ではないのではないかと思います。基準時は一般の原則でよいのではないかと思います。

また、これは団体の側で事業者の財産状態等についての情報をどういう形で取得できるのかという別の論点とも関係しますが、そちらもいろいろな課題があるところですので、それによっては、こちらは消極要件とすると。つまり被告側で財産があるということをむしろ立証させるべきではないかという考え方も十分にあり得るかなという気がいたします。

それから、②、③につきましては、重過失を要件とすることによって一定の絞り込みをしようということで、それ自体としては分かるところもあるのですが、一方で特にその個人に過失があるので責任を負うべきだけれども、重過

失とまでは言えないので結局この訴えでは認めませんよという処理をするということが、そのような審理を遂げた上での在り方として適切なのかと考えると、これはあまり適切ではないのではないかという感じがいたします。

ただ、重過失の場合に絞ることによって、濫訴と申しますか、理由のない提訴を抑制し、それによって法人の負担を軽減しようということなのかもしれませんけれども、いずれにしても事業者については重過失でなくても責任追及がこの制度上でできるというところにおいて共同被告としての個人も加えるということだとすると、個人について重過失が認められる場合に最終的に給付されるという制度であったとしても、個人をやはり被告に加えるということは団体として十分あり得る選択になるのではないかという感じがいたしまして、重過失に絞ったことによって個人の応訴負担がなくなるということになるのかどうかというところかも疑わしいような感じがいたします。

そう考えますと、個人の側の応訴負担を軽減するような萎縮効果を招かないようにするという行為それ自体は理解できるところがあるのですが、この②、③のような要件だとすることによってそれを実現できるのかというと、その実効性の点で問題がありそうな感じがするとともに、他方で、軽過失の場合に枠外にしてしまうということが相当かどうかという点についても若干の疑念、疑問を感じるところで、もう少し要件の課題については引き続き検討が必要な点があるのかなという印象を現時点では持っております。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

沖野委員、どうぞ。

○沖野座長代理

ありがとうございます。

私は、①の要件にいささか疑念を持っております。もともとのこれがどういうものかという、全体としてですけれども、理解しているところを示させていただきますと、スタート点はとりわけいわゆる悪質なビジネス、商法であって、しかも実質的には個人があるいは複数の個人が行っている、ただ、役員にもなっていないという主体もあると。

さらに言えば、法人をどんどん乗り換えていくということもある。法人を押さえたのでは財産もないということで、実際に不法行為をしているのはむしろ個人のほうであると。しかもそれによって利益も得ているのに、その部分を

この手続で捕まえられないということが問題だと理解しております。

他方で、確かにこの手続に乗るような責任追及などがあるけれども、通常のごく一般的な役員として、しかしながら、注意を果たしたと言えますかというところではないというタイプのものまで捕まえるとすれば、それは行き過ぎだと私は考えております。

そういうことからすると、むしろ組織として非常に悪質な商法をやっているというのは基本的には故意の事案だと思われましても、故意というのは非常に立証も難しいということがあります。消費者契約法におきましても、一部を秘匿するという場合について、当初故意を要件とした規定であったものが、やはりそれでは非常に問題だということで重過失が加えられたというような、別の法律ですけれども立法の経緯があるということからも、故意事案を捕らえたいというときにも、故意と重過失でそれを捕らえるというのは十分考えられるところですし、消費者契約法の例もあるということです。

それから考えますと、この②についてそのような組織としてやっていると、さらには、それを実質的に主導している人たちを捕らえるという意味で、特に役員かどうかということは問わず、しかしそういう場合はその人たちも基本的には故意であると考えられるので、重過失も加えることで故意の立証の困難を防ぐというのが②、③だと考えておりました。

そのときになぜそれをやるかというところ、法人を捕まえるという言い方は悪いかもしれませんが、法人を相手にしただけでは結局被害の回復が図れない、なぜなら財産がないからというところで①という要件が出てくるのですけれども、しかし、既に②、③でともに故意での違法行為について、実際には個人がやっているような場合であるというものを②、③で捕まえているならば、わざわざ訴えの提起の段階で法人の財産状況、しかもその後どういう見込みかということまで把握した上でないと、そのような個人を相手に加えてくることはできない、あるいは個人ではなくさらには法人形態を取っているという場合もあるかと思えますけれども、いずれにあってもそのような要件を課すのはそれはやや行き過ぎではないかと思うところで、確かに制度趣旨といいますか、把握したいところから、必要性からはそういう場面であるとは思いますが、それを果たして全て要件に入れてくる必要があるのかというのは気になっております。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにかがでしょうか。特段ございませんか。

この30ページにはもう一つ「2.」という、共同不法行為責任を負う事業者と

というのが、これは今回新しく追加されたところだと思いますが、今のところ特に皆さんから言及がないように思いましたけれども、それは基本的には異論はないという御趣旨と理解していいかどうか。

沖野委員。

○沖野座長代理

ありがとうございます。

先ほど申し上げたようなもともとの出発点からすると、恐らく個人を念頭に置いていたと思います。ただ、同じように故意事案と言えるもので、まさに共同不法行為とまで言えるような形で関連会社が関わっているといったことであれば、その法人自体も対象とするということはあるのかなどと思ひまして、最初のスタート地点としては必ずしも考えていたところではありませんけれども、確かに考えられる場面はあり、当該法人にとって非常に不当な不利益というかあるいは多大な応訴負担ということになるのかという、その部分は個人の場合と同じ要件立てでも十分受けられるということではないかと考えております。

○山本座長

ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、資料1につきましては、一通り御議論いただいたかと思ひます。

○黒木消費者制度課長

座長、すみません。失礼いたします。

大屋委員が入られたようですので、もし今までのところで御意見がありましたらお伺いいただければと思ひます。

○山本座長

ありがとうございます。

大屋委員、資料1の対象となる事案の点について何か御発言いただけるところはございますでしょうか。

○大屋委員

ありがとうございます。

すみません、定期試験がありまして監督で外しておりました。久しぶりの試験なので全員が試験のやり方を忘れていたというトラブルが発生しておりましたけれども。

せっかく発言の機会をいただいたのですが、この内容には私は完全に同意しておりまして、もちろん沖野先生が言われた点はあるかと思いますが、基本的には私はこのラインで賛成でございます。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、これの16ページの点ですけれども、この要件として「画一的に算定できるもの」という部分については、賛成の方の御意見が多かったように思いますけれども、なお、個別的な観点ではこの支配性との関係をどう捉えるのかというお話もありましたし、この画一的な算定ということの実質的な意味内容を、この算定基準が画一であればいいのか、あるいはその認容額等まで画一である必要があるのか、あるいは具体的にどういう場合にこういう画一性が認められる、認められないのかということを明確化していく必要があるのではないかという御指摘をいただいたかと思えます。

他方、上のほうの①から③については、それぞれの要件についてそれぞれ御意見があり、少なからず御異論と申しますか、どうかという御指摘もあったように思います。両様ですね、広過ぎるのではないかという御意見と狭過ぎるのではないかという御意見、両様あったかと思えます。特に③の故意・重過失という部分については、これもそういう両様ですけれども、やや強い御批判があったように承りました。とりわけ、事業者側の委員の皆様からは、個人情報漏えい等の事案を念頭に置いて、13ページの分類なども念頭に置きながら、必ずしも、重過失と軽過失というものを分けるということの線引きが必ずしもうまくできるのかという御批判もあったように承りました。

また、沖野委員からの御提案だったと思いますが、そういうふうにと考えると、これは一定の絞り込みをするという形でこの①から③というのを置いているけれども、そこが必ずしもうまくできないのであるとすれば、むしろ逆に、この要件としては画一的な算定というものを置きながら、含めないものをもう少し明確に書くというほうが絞り込みとしては有用ではないか、明確ではないかという御提案もあったように承りました。引き続き検討が必要ということかと思えます。

そして、20ページのものについては解釈で対応するということですので、これもそれほど大きな御異論はなかったように承りました。ただ、予測可能性というものがやはり重要ではないかということから、これは消費者側あるいは団体側、それから事業者側双方だったかと思えますけれども、周知の必要、さらにはその解釈の明確化の必要というものに配慮すべきであるという御意見が複数

あったように思います。

最後の30ページですけれども、これにつきましては、まず、1の点について、①の要件についてはやや御批判が多かったように思います。そもそもなくていいのではないかという御意見もありましたし、あるいはこの要件を設けるにしてもこの訴えの提起時というのが相当か、むしろ口頭弁論の終結時という訴訟要件の原則がいいのではないかというお話、あるいは原告側がこれを立証するというのは難しいのではないか、むしろ被告側の立証に委ねるほうが適当ではないかという御意見もあったかと思えます。

他方、②、③、故意・重過失に限定するという点については御意見が分かれたように思いました。沖野委員などからは、これが基本的にはこの規定が捕えようとしているいわゆる悪質商法事案を中心としたということを考えると、これでよいのではないかという御意見もあったように思いますし、他方では、これはやや狭いのではないか、軽過失の場合も含めるということを考えるべきではないかという御意見もなされたかと思えます。それから、会社法第429条との関係という点についても御議論があったということでもあります。

ということで、この問題を議論する次回は今のような御議論も踏まえて、さらに事務局でリファインしたような形で具体案を提示していただくということになろうかと考えています。

以上、ちょっと不適切な部分もあったかもしれませんが、私自身の理解で少しまとめさせていただきましたが、この資料1について、さらに御意見、御発言されるべきところがありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ここで休憩を取りたいと思いますが、いつもと同じで非常に短くて恐縮なのですが5分程度ということで、14時40分、2時40分に再開したいと思えますので、しばらくお休みいただければと思います。

(休 憩)

○山本座長

皆さん、戻っていただいているでしょうか。休憩時間が大変短くて申し訳ありませんが、時間の関係もありますので再開させていただければと思います。

それでは、引き続きまして、資料2「共通義務確認訴訟における和解に関する規律の在り方」の点に入りたいと思います。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○守屋専門官

事務局でございます。

それでは、説明をさせていただきます。

まず、資料2を1枚めくっていただいて、今回、仮定の事案を事務局で出させていただきました。この事案を基にどういった和解が考えられるのかということをごそれぞれ見ていただければと、今は2ページについて見ていただければと思います。

2ページの事案はそのまま書いてあるとおりののですが、1個進んでいただいて3ページで、この事案における和解はこういうものが考えられるのではないかと事務局で一覧を作成させていただきました。主立ったところを申し上げます、①で2万円の解決金を支払うだとか、⑥で一定の場合に残りの人数分の解決金相当額を寄附するだとか、⑧において和解で定められた事項を事業者が全て完了したときには、今後共通義務確認の訴えを提起しないといったような合意を想定しております。

また1個めくっていただきますと、4ページは補足ということで、バリエーションも幾つか考えられるのではないかと我々も考えておりました、このバリエーションも踏まえて和解内容でこういったものが抜けているだとか、こういったものも必要なのではないかみたいなことがもしあれば適宜、委員の皆様からも補足いただければと思います。

また1個進んでいただいて5ページからは、和解の手順のイメージを事務局で一覧を作成させていただきましたので、こちらを御説明いたします。

まず、【手順A】としては、二段階目の手続を利用しないということで、こちらの一段階目の手続で訴訟上の和解が成立した後は、裁判は特に行われないので、訴訟外の、裁判外の話になるということです。その訴訟上の和解の成立の時期によって、こちらのa、b、cそれぞれのパターンが考えられるかと思っておりますので、これを前提に御意見いただければと思います。

また1個めくっていただいて6ページは、二段階目の手続を利用する和解ということで、訴訟上の和解が成立した後に、現行と類似するような二段階目の手続を挟んで、最後は消費者の支払いまで行くといった手順となっております。

1個めくっていただきまして7ページは、検討事項の①として和解の柔軟化について御議論いただければと思います。

まず最初の検討事項として、「和解内容のイメージ」のような和解を可能とするために、共通義務確認訴訟における和解を限定する法第10条の規律を柔軟化することとしてはどうかと。これまで御意見いただいているところではあると思うのですが、改めてこのことについて御意見いただければと思います。

その上で、柔軟化に伴う所要の措置として、以下に掲げたような規定を整備

することとしてはどうかということ、まず、二段階目の手続を利用しない和解においてはこういった規定が必要なのではないかと。逆に二段階目の手続を利用する和解を可能とするためにはこういった規定が必要なのではないかと。いうことを事務局で提案させていただいております。

また、【他の団体への効力】ということ、先ほどもちょっと触れました和解において共通義務確認訴訟の訴えの提起をしませんよと団体のほうがあったときに、その効力が他の団体にどう波及するかといったことについても事務局として案を作成させていただきましたので、これは御議論いただければと思っていますところでございます。

最後、口外禁止や秘匿条項についてもこれまで御意見いただいたところなのですが、これにつきましては法令に抵触しない範囲で個々の事案に応じて必要かつ適切な範囲でなされるべきものとして、特段禁止するような規定は設けないということ、どうかということ、提案させていただいております。

次に1個めくっていただきまして、検討事項②です。和解の内容の適正性の確保ということで、検討事項としては、和解内容の適正性確保について、現行法上の規律によることとし、この規律の枠内で柔軟化に伴う所要の対応をすることとしてはどうかということ、提案させていただいております。

また1個めくっていただきまして、検討事項③、和解の実効性確保（執行力）ということ、なるのですけれども、二段階目の手続を利用しない場合、する場合と、履行確保のための措置として考え得る対応を事務局で整理させていただきました。これが網羅的ではない可能性もありますので、あくまで事務局の案として見ていただければと思うのですが、以上の整理を踏まえた上で、実効性確保については基本的には現行法の枠組みを使ってやるということ、いかがですかということ、提案させていただきますので、こちらについても御議論いただければと思っていますところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、この問題についても質疑応答、意見交換を進めていきたいと思っております。

これにつきましては、7ページから9ページまでに検討事項が①から③までありますので、順次御議論いただきたいと思います。

まず、7ページの検討事項①、ここもいろいろな問題が含まれてはいるわけですが、特段区切りませんので、この7ページにある部分の提案、どの点でも結構ですので御質問、御意見を御自由にお出しいただければと思います。

河野委員、お願いいたします。

○河野委員

今回、和解の柔軟化ということで、このような具体的な御提案をいただいたことに感謝申し上げます。特例法の目的を考えますと、現行の本当にかちかちに固められた手続を、最終コーナーを走り切らないとゴールに達しないということではなく、このような形で都度都度、消費者の代理をしている団体側も、それから、相手方事業者との間で話し合いによってしっかりと解決を図るということで、ぜひ実行に移していただきたいと思っております。

特にこの間、裁判手続外でもかなり団体の方が頑張ってくださって消費者の被害回復が図られた事例もありますけれども、それは団体にとって見ると、やればやるほど支出は増えるけれども、レピュテーション以外に見返りはないところもございましたので、ぜひ裁判手続外でも団体が消費者から応分の費用を受領可能とするというところは入れていただきたいと思いました。

それから、他の団体への効力として、一旦これで和解が成立した場合は、改めてこの共通義務に係る訴えを提起できなくなることにするというのもこれでいいと思いました。

それから、事業者側としては、口外禁止や秘匿条項を定めることに関して、今はSNS等に投稿されて想定外にレピュテーションリスクを負うということを恐れられていると思いますので、こういった形で縛りを入れることもいいかと思えます。あとは具体的に、この間の手続を経験されている方にとって、より使いやすい形になっていただければと思いますし、法律の専門家の方から見ても特段無理のない制度設計にしていいただければと思います。

以上です。

○山本座長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

大屋委員、お願いいたします。

○大屋委員

ありがとうございます。

この検討事項の内容についてはいずれも賛成であるということを前提に申し上げますけれども、ただ、やはり和解、私はできるだけ柔軟にかつ和解によって、あまり裁判所にも負担をかけることなく問題解決が図られることが望ましいと思っておりますけれども、それが機能するためにはデフォルトのルールが

確立していて、そのような処理をする場合と比べて事業者も消費者団体もこちらのほうがよいだろうと合意できる環境というのは非常に重要だろうと思っております。

したがって、和解の柔軟化自体には非常に強く賛成であるということを申し上げた上で、典型的にはやはり執行方法、支払方法等、公告の方法等についての規律をきちんと組み立てたほうがよいと思いますということを付言しておきたいと思います。

以上です。

○山本座長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

大高委員、お願いします。

○大高委員

ありがとうございます。

和解に関する意見はこれまで私は繰り返し述べておりますけれども、あまりそのデフォルトルール、今、大屋委員から、最低限のデフォルトルールというのはもちろん必要なのですけれども、事細かにこうしろああしろというふうにするよりは、むしろ事案に応じた柔軟な解決ができるようにいろいろな、むしろそれを促進するようなオプションを用意しておいて事案に応じてそれをうまく使えるようにするという方向性が望ましいと思っておりますので、その点で今回、7ページで御提案いただいているメニューに関しては基本的には賛同できるものだと思っておりますので、ぜひ前向きに進めていただければと思っております。

その上で、もしよろしければ、特例法のような集合訴訟における和解の意義と申しますか、メリットについてちょっと私の思うところを、少し長くなりますけれども申し上げさせていただこうかと思っております。

まず、消費者側から見たこういった集合訴訟における和解のメリットというのは、先ほど河野委員からもありましたけれども、何といたってもやはり早期に被害回復が受けられるようになるということが第一のメリットだろうと思えます。第一段階の共通義務確認訴訟というのはあくまで通常の民事訴訟でありますので、被告である事業者がそれなりに争ってくればそれなりに時間がかかるということ。これは避けられないものであって、第1号事案であるCOJさんの事件でも提訴から第1審の判決まで1年以上かかっていますし、簡易確定手続というのは当然その後に行われるものですから、仮に簡易確定手続の結果が出

されても、消費者はその間、相当時間を待たなければいけないということになります。共通義務確認訴訟の途中で和解ができれば、消費者はそれだけ早期に被害回復が受けられるわけですから、それ自体和解に大きなメリットがあるというふうに理解しております。

これが第一なのですけれども、これに加えて、例えば、事業者の責任原因とか、損害の立証は必ずしも容易ではないという事案でも和解であれば一定の被害回復が受けられる可能性があるということもメリットだと思います。

例えば、事業者の責任があるのかどうかというような、訴えが微妙で判決ではどちらになるか分からないという事例があるとして、その場合に団体が敗訴すれば消費者は全く被害回復が受けられないわけですが、全額とはいわずとも和解で一部返してもらえるとということになれば、それは当然、納得をして和解に参加をしてくる消費者というのは少なくないものだと思いますので、その点でも和解にはメリットがあるだろうと思います。

これとちょっと違う場合ですけれども、逆にその事業者の支払能力に疑問が多少あるような事案があったとして、そういう場合に簡易確定手続で一括請求するとなればもしかしたら破綻してしまうような可能性がある事業者でも、和解によってその事業継続を図りながら一定の被害回復を受けるということが可能になりますので、これは消費者だけでなく事業者にとってもメリットがある仕組みということで、そういうこともあると思います。

また、和解のいいところは、必ずしも金銭請求に限られない回復も可能だという点もやはり忘れてはならないだろうと思います。特例法による限りは金銭請求しか基本的にはできないわけですが、やはり事案によっては少額の被害回復を受けるよりは契約期間を延長してもらうであるとか、何らかのクーポン的な割引券をもらったほうが消費者にとってもお得だというケースがあるわけで、そういうのが望ましいケースによって和解であればそういう柔軟な解決ができるということで、消費者にとってのメリットがあると思います。

今は消費者にとってのメリットをずらずらと申し上げておりましたけれども、私としては事業者にとってもメリットが十分あり得るものだと思っております、その点で思うところを何点か申し上げます。

まず一つ指摘できるのは、事業者にとっても和解によって紛争を早期に解決できるだけでなく、和解内容が合理的であれば、この制度の下でも十分に一定のリスクコントロールができるのだろうというところがメリットになるだろうと思います。

現在議論されているこの特例法の和解というのは、あくまで消費者から授権を受けずにやる和解ですから、対象消費者に対する拘束力というのを生じさせるのはなかなか難しいわけで、そういう意味では一回的解決という意味では若

干アメリカのクラスアクションとかと比べると落ちるということは否定できないのですが、以前も申し上げたかと思いますがけれども、和解内容がリーズナブルであれば、恐らくほとんどの消費者は個別提訴をするのではなくて、その和解に参加して被害回復を受けるという選択をするのが恐らく合理的な消費者であると思いますので、そういう意味では、事業者から見ても共通義務確認訴訟の段階で和解をするということは、解決を早期にできるだけではなくて、一定のリスクコントロールもできるようになるということだろうと思います。

また、先ほど申し上げたように、お金がないような事業者、ちょっとしんどい事業者であれば、和解によって事業継続を図りながらリスクコントロールをしていくということもできますし、先ほどの柔軟な和解の中で、金銭支払以外の和解ができるというのもこのリスクコントロールの観点から見た場合に非常に魅力的な面が出てくるだろうと思います。

そして、最後に忘れてはならないのは、先ほど河野委員からもありましたけれども、和解に応じるということは消費者から見ると、この企業は被害回復に積極的なんだよねと。1回ちょっと失敗したけれども、やはり消費者のほうを向いて商売しているよねということもアピールできるわけですから、そういう意味でのレピュテーションの回復という意味でも非常に期待はできると思います。

非常に長くなりましたけれども、私が言いたいのは、こういう集合訴訟においてはこういう個別事案の特性とか消費者側の事情、事業者側の事情も考慮した、事案に応じたウィン・ウィンの解決を図ることができるというのが最も重要なメリットというか意義だと思っておりまして、こういう柔軟な和解ができない集合訴訟というのはあまり意味がないのではないかとすら思っているところがあります。そういう意味で、ぜひこの方向性で何とか取りまとめを実現していただきたいと思っております。

随分長くなりましたけれども、ちょっと申し上げさせていただきました。

以上でございます。

○山本座長

ありがとうございます。

和解のメリットについて、消費者側あるいは事業者側それぞれの観点から幾つかのメリットがあるということを変分りやすく整理いただいたかと思えます。

ほかにいかがでしょうか。

垣内委員、お願いいたします。

○垣内委員

どうもありがとうございます。

本日資料でお示しいただいた提案については、基本的には私も賛成したいと考えております。その上で2点ほどコメントさせていただきたいと思っております。いずれも提案そのものというよりは、もし仮にこういった仕組みが実現した場合のその後の課題と申しますか、そういった話になるかもしれません。

1点目は、特に二段階目の簡易確定手続を利用しないという想定の場合につきまして、対象消費者に該当するのかどうかということが問題となる、その事業者と団体、あるいは対象消費者であると主張されている消費者との間でそれぞれ認識がずれるということがあり得るわけですが、そのような場合の処理をどうするのかということについては、これは和解の内容として何か仕組みを考えるとということもあり得るかもしれませんが、そういう仕組みが和解条項として特に考えていない場合にどうなるかといったような問題もあるかと思えます。その辺りは基本的には解釈あるいは和解内容に応じた運用という形になるのだらうと思われまして、その後でそういったトラブルがあまり頻発するという事は好ましくないのだらうと思われまして、そうしたところについて、典型的な場合にはこういう対応が考えられるという周知なり検討ということがあってもいいのかなということが一つです。

それから、資料の最後のページの実効性確保の問題についても同じようなお話でありまして、検討事項として特段の規律は設けないということで、現在、既存の法制度の解釈運用に委ねるとということかと思われまして、その際、和解でどういう定めがあったときに団体が強制執行の申立てをこういう形であることができるといったことにつきましては、理論上それが執行担当になるのかならないのかとか、いろいろな場面があり得ると思われまして、消費者の授權に基づく執行担当というのが認められるという、これは解釈の問題になると思われまして、もし一定の解釈というものを出せるのであれば、そうしたものについて解説等の形で周知していただくということで後の混乱があまり生じないようにするといったことが考えられるかと感じております。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

後藤委員、お願いします。

○後藤委員

ありがとうございます。

全体としては、私どももこの内容に、柔軟に対応するということについての異論はないのですけれども、若干懸念している部分がございます。7ページの【二段階目の手続を利用しない和解を可能とするための対応】というところで、その中に、「団体が事業者に消費者への支払や寄附をさせること」とありますが、この寄附をさせる対象というのは第三者の団体という理解でまずよろしいのかどうかと。

仮にそういう場合ですと、実被害を受けているのは消費者なのですけれども、それ以外の第三者がそういった財産上の利益と申しますか、そういうものを受領することについて本当にこの制度の信頼性が損なわれないのかどうかと。本来はやはり消費者に返すのが筋であると。事業者側から見れば、これは一応自分のところで得ている利得というものを全部出したのでこれは問題ないという話になろうかと思いますが、ただ一方で、そういう団体がどういう形でそういったものを受け取るのかと。受け取る明確な理由というか、そういうものが本当に社会的に理解を得られるのかと。その辺りはもう少し議論が必要ではないかと。救済方法についてはいろいろな方法があると思いますが、面倒だからそういった団体に寄附するのだとかそういう話でいいのかどうかというのは少し議論の余地があるのではないかと思います。

以上です。

○山本座長

ありがとうございます。

もし消費者庁から、「団体が事業者に消費者への支払や寄附をさせること」と書かれてあるところのイメージ等について、もう少し具体的に説明できる点があればお願いしたいと思います。

○伊吹専門官

消費者庁でございます。

今、御質問いただいた点につきまして、例えば、3ページの和解内容のイメージで申し上げますと、この⑥のところと同様のイメージを記載しております。こちらの条件を満たした消費者、この②の条件ですけれども、これがもともこの対象になるということが分かっている1,000人に満たないときは残り的人数分の解決金相当額、ここは仮定のNPO法人Aということですが、こういった消費者団体訴訟制度の運用を支える公益の団体というのを例えばイメージとして書いておりますけれども、こういったことに寄附をするというものをま

ずイメージとして記載しております。

ここでは後藤委員が御質問されたように団体ではなく第三者ということになっておりまして、この条件を満たさないということで、何らかの形でその方が対象だということが判断できないですとか特定がし切れないという場合も含めて、そういったものをこういった消費者団体訴訟制度の運用、ひいては消費者の利益に資するような団体に寄附するということが例えばあり得るのではないかというイメージでございます。

以上でございます。

○山本座長

ありがとうございます。

後藤委員の御懸念もごもっともなところがあると思います。その内容の適正さ、恐らく、こういうNPO法人でこういうようなものであればあまりそれに対する違反みたいなものは少ないのかなと思うのですけれども、そうでないようなものもあり得るとすれば、それは次の検討事項の②の、恐らく和解内容の適正性の確保という観点から、行政庁の監督であるとか他の団体からの牽制とか、そういうもので担保されていくということが想定されているのかなと思います。

それでは、木村委員、お願いできますか。

○木村委員

今回、和解案のイメージというものを資料に示していただいているのですけれども、ここは何度も繰り返しになりますが、一段階目の手続で和解をするということは、消費者から授権をされる前に成立させるということです。和解に応じる消費者の数がどれぐらいなのか、また、総額が幾らになるかというところの明確な見通しがなく中で和解案を検討するということになりますので、実際にはかなり困難を伴うのではないのかと考えます。

この事案におきましては残余金を第三者に寄附するといった例が示されているのですが、このような形の和解を可能にするということにつきましては明確に反対したいと思っております、理由は2点ございます。

1つ目です。事業者と団体が和解したからと言いましても、消費者が事業者に対して個別に提訴する、ないしは個別で損害賠償請求をしていくといった権利は残ります。そうしますと、この仮定事案、和解内容のイメージの3ページのような場合で、⑥のような条件をつけるということになったときに、実際に残余金があったから第三者に寄附した後で、被害を受けたという消費者の方が事業者に対して個別に請求してくるということがあり得ます。事業者としては

二重払いのリスクを負いながら和解をするということになりますので、こういった和解が成立するという可能性がどれほどあるのか、議論をする意味がどれほどあるのかなと正直思っております。やはり、二段階目の手続におきまして参加する消費者を確定させ、その上で和解をするということしか、事業者としては実際上選択し得ないのではないかと考えられます。

もう一つの理由ですけれども、この仮定事案のケースでは、団体側は努力して対象消費者を見つけ出した場合には、この解決金の一部だけが報酬として受け取れることがあると。一方で、団体が対象消費者を探せなかった、探さなかったときには、本来消費者に被害回復として渡るべき解決金が全て自分たちの希望する先に寄附できるという結論になるかと思えます。適格消費者団体さんがそういった対象探しの努力を怠るかどうかが、そういうことが実際に起こるかどうかは別にしましても、そういったインセンティブ構造になっているということ自体が、消費者ないしは事業者の不信感を惹起することにはならないのかは強く懸念するところでございます。

また、団体が解決金の一定額を報酬として受け取ることができるというこのイメージの中の記載ですとか、あとは資料の7ページで、裁判手続外でも団体が消費者から報酬費用を受領可能とするということも書かれているかと思えますけれども、この報酬が不当に高額となってしまうかどうかということの懸念がやはりありますので、報酬額の条件を設けるとか、手続の透明性をどう確保するかといった問題点が別途出てくると考えております。

あと、和解の実効性確保というところで検討事項③が挙げられております。事業者側からしますと、和解を狙った提訴ですとか、最終的に残余金から寄附ができるということを目的とした提訴ができてしまうのではないかとといった懸念が出ていますので、こういったことが起こらないように、要は濫訴というべきかそういったものを防止するための手当を設けていく、何らかの形でそのコントロールをするという手続が必要になるということかと思えます。

最後は質問です。資料の8ページの中で現行法上の規律の枠内で柔軟化に伴う所要の対応をするという書きぶりがありますけれども、具体的に、こういった手当で対応を可能にするつもりであるのかということも改めて明らかにしていただければと思います。

○山本座長

ありがとうございました。

最後の点は御質問であったかと思いますが、消費者庁でお答えいただけますでしょうか。

○伊吹専門官

御質問ありがとうございます。

8ページの所要の対応といったものが具体的にどういったものがあるかというところでもございました。この趣旨としましては、現行法上の規律として団体相互の牽制ですとか行政による監督ということをおっしゃって、適正性確保の手段としては、枠組みとしてはこれらのものでやっていくということをおっしゃっています。

その上で、今のこれらの枠組みは共通義務の存否について確認をするという和解を想定しておりますので、そういったものではない、義務を明らかにせず解決金についてですとか、資料でお示ししておりましたような様々な手順のパターンも考え得るということですので、そういったものに合わせてこれらの措置が実効的にワークするように詳細を詰めていくという趣旨でございます。

例えば、イメージとして申し上げますと、今、内閣府令のほうでこの辺りの関係で申し上げますと、団体の相互牽制ですとか監督両方に関わってまいります。団体が和解をしようとする際に、ほかの団体ですとか内閣総理大臣に通知、報告をしなければならないというのが法律で定められております。その具体的な方法ですとか時期などについて、今、内閣府令で定めているところがございますので、例えば、柔軟化に伴ってそういったものをより実態に即したものにするとか、そういったものも考え得るというふうに考えております。

以上でございます。

○黒木消費者制度課長

座長、すみません、1点補足をさせていただいてもよろしいでしょうか。

○山本座長

どうぞ。

○黒木消費者制度課長

対応としてということで、今、伊吹から申し上げたこともあると思いますし、例えば、5ページを御覧いただいたらと思いますけれども、和解を柔軟化するという場合に、いろいろな時期でというものがあろうかと思えます。先ほどの木村委員やそのほかの委員の御指摘にも若干絡むところではございますけれども、対象の消費者、どれだけの消費者が入ってくるのか分からないとなかなか和解が難しいという事案において和解を進めるという場合には、そもそも和解を成立させる以前に対象消費者への連絡が事業者からされるか消費者団体からするかも含めて協議をして、連絡をして確定をしてから別表の一覧の消費者等に幾ら払うという和解をするというbの時点での和解というものもありま

しょうし、あるいは支払も終わりましたと、それを確認して和解ということもあろうかと思えます。

そういう意味でいいますと、先ほどの8ページ、9ページの所要の対応というものにつきましては、既存の和解の前に団体とか行政に連絡をするということになっておりますけれども、それが和解の直前だけでいいのかどうかということも含めて、例えば、もう少し前の段階でこのような方法で和解を検討しているという連絡をする必要があるのかどうかとか、そういうことも含めて対応を検討していく必要があるであろうということで8ページのところを考えているということでございます。

以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。

木村委員、いかがでしょうか。

○木村委員

ありがとうございます。

お考えはよく分かったのですが、5ページの図で言いますと、b以降であれば理解できますが、aの段階で和解を成立させるということについてはやはり違和感がございまして、aからbの間というか、少なくともbより前のところで和解を成立させることにつきましては、和解条件に従って事業者側がお金を支払った後どうなるのかということについての監督が必要になってくるだろうと思えます。それは現行法の枠組みでもある程度できるのかもしれませんが、企業からしても適切にそれが実行されていないとリスクを負ってしまうこととなりますので、その適切性を事業者側のほうでもある程度コントロールというか監視できる仕組みがないと、なかなかこれには乗れないのではないのかなというのが正直な気持ちです。

あと、1点指摘を忘れていました。この柔軟化のイメージの中で出てきており、実際に委員の中からも御指摘があったかと思うのですが、事業者から直接消費者に和解、解決金をお支払するという条項もあり得るという書きぶりだったかと思えます。4ページにおいて「解決金の支払を事業者が直接すること」という提案もあるのですが、事業者の連絡先を知っているということと事業者の銀行口座等の振込先を知っているということはまた別問題です。どこに金を払っていいのかというのを事業者が必ずしも知っているわけではないということです。そうでない場合は、事業者からするとワンショットで適格消費者団体さんにお支払するほうが簡便だという結論になるかなと思いま

す。こうしたオプションがあっては駄目ということではありませんけれども、どこまで活用できるのかというのは個別の事案によって違うだろうというイメージでございます。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、後藤委員、お願いいたします。

○後藤委員

度々恐縮です。

先ほどの3ページの⑥の関連について申し上げます。私は先ほど信頼性の問題を少し申し上げたのですが、若干細かい話になってきているようですので少し言っておきたいと思ったのは、この⑥のところで消費者が1,000人に満たないときは、残りの人数分の解決金相当額をNPO法人、仮にこういうところに寄附するという話がありますが、実際その金額は1件当たり少額のものもあればかなり高額のものもあると。この辺りを一律に、1,000人ではなくてもこれの人数は柔軟に決めていいのかもしれないけれども、そういうのも団体のほうが金額その他も勘案してすぐに決めてしまうというのが、やはりその信頼性でかなり問題があるのではないかと。その辺りは一定の線引きを明確にしておく、金額との関係とかですが、そういったものはある程度明確にしておかないと、本制度の信頼性を損なう懸念があると思います。仮に先ほど木村委員からもありましたように、申出はすぐには出さなかったのですが、寄附した後に改めてそういった消費者が自分にも返済を迫ってくるというときに一体どういう手当をするのかというのもある程度、受け取ったNPO法人の中で対応できるような仕組みはある程度つくっておかないと、そこは問題になるのではないかと考えております。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

大屋委員、お願いいたします。

○大屋委員

ありがとうございます。

先ほどの木村委員と、今、後藤委員から御指摘いただいた内容についてなのですけれども、設例だと、被害を受けた消費者が個別に訴訟することを選んだ

ときに、それによって得られる利得は最大1万円なので、そんなことのためにわざわざ別訴を起こす人がいるかしらと思うのですけれども、それは設例の話ですから、もちろん理論的にはこういう形で和解を行った後で別訴が提起されて二重払いが発生する危険があるという木村委員の御指摘はそのとおりであろうと思います。

ただ、他方で、ではそれを認めないとどうなるかということ、結局、期間経過後に対応不能になった消費者の分に支払うべきお金というのは事業者の手元に残ってしまうことになる。それが、例えば、事業者のレピュテーションにいかなる影響を及ぼすかということは想定されなければならないであろう。不誠実な対応をしてきちんと対象消費者探しをしないことによって財布から出ていくお金を薄くしようとしているのではないかという疑惑を招く危険性は十分にあるわけで、それを考えたら、要するに我々は払うものは全部払いました。そのどれだけが消費者の手元に戻ったか、どれだけが公益のために払われたかはこちらでは存じ上げないけれども、事業者としては払うものを払ったと言い切れることのメリットというのも当然あるだろうと思うわけです。

この点に関しては、和解の可能性の範疇を議論しているのだということを確認に考えるべき、重視すべきだと私は思っていて、木村委員のおっしゃる指摘はごもっともなのです。要するにこういう条件で和解するというのはなかなか難しいのではないかというのは、よくそういうことはあるだろうと思うのですけれども、ではやらなければいいのですよね。我々の議論の前提は、事業者は合理的だということだと思っておりますよ。消費者はそうでもないかもしれないけれども、事業者はきちんとリスクとベネフィットを考えて意思決定できるという条件なのだから、それにも関わらず非常に不合理な決断が行われる可能性があるとか、そういう和解条件は認めてはいけないと思うのですけれども、合理的に使われる可能性のある条件は認めるように緩和するというのが基本的には筋だろうと思います。

加えて言うと、先ほど来申し上げているとおり、これは多分に事業者と消費者団体のレピュテーションの問題、レピュテーションのバランスの問題であり、適格消費者団体には様々な相互監視も含めて規制がかかっている状況の中で、大高委員の御指摘等も関わってくるわけですから、事業者としてきちんと対応したというレピュテーションを確立するための方法を認めておくということのメリットを我々は考えるべきだと思っています。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、大高委員、お願いいたします。

○大高委員

ありがとうございます。

ほぼ大屋委員に御指摘をいただいたところと同じなのですが、木村委員と後藤委員の御懸念は理解できるのです。分からないでもないのですが、ただ、あたかも和解をしなければいけない義務のようなものが事業者にあるかのような御議論になっているかなと感じました。

先ほど大屋委員が、納得いかなければ和解をしなければいいという話になってしまうというのも、結局その辺りは訴訟の見通しですね、裁判所からどのようなある程度の心証を開示されているかとかのそういったパワーバランスを含めての判断になると思うのですが、最終的にはリスクのほうを上回ると、このような内容の和解をすればリスクのほうが高いとなれば事業者は当然和解をしない、応じないであろうし、消費者団体のほうもそれを踏まえた上でしかるべき譲歩はした上で、事業者としてもめるような和解条項をつくり上げていくといったことになるわけですから、その中でそれでもなおやっつけられないことなのか、それはオプションとして残してもいいのかといった観点から議論すべきだと思っています。

ただ、その観点で、木村委員とかの御指摘である程度考えてもいいのかなと思ったのは、第三者への寄附の問題で、それを目的として提訴するのではないかという問題です。現実には監督がかかりますから、そのようなことはないと思いますけれども、ただ、一応のその指針としてまずは現実の被害回復を求めべきだと、それがまず優先されるべきだという指針的なようなものはあってもいいかもしれないと思います。例えば、現実的に直接の被害回復がかなわない、若しくは経済的に不合理なことになってしまうという場合に、初めて補充的にその第三者寄附とかが適用される。これは法令に書くのか、言わばガイドラインのような行動指針として書くのかはあると思いますけれども、そういったところは当然、最低限のルールとして縛るということはあるのかなというのは、議論を聞いて思ったところです。

以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、河野委員、お願いいたします。

○河野委員

私も、今の木村委員と後藤委員からの御懸念を伺っていて、そういう視点もあるのだなと理解いたしました。ただ、大屋委員と大高委員からも御指摘があったように、和解というのはあくまでも双方が交渉して合意に至った結果だということですので、御懸念の点が考え得ることがありますけれども、ただし、どちらかがそれを拒絶すれば合意はならない、つまり和解は成立しないということで、今回お示しいただいたバリエーションというのが、想定し得るこういうことも和解としてこの範囲内のことは考えてもいいのではないかなというぐらいのことにしておいていただければと思います。ただ、どうしてもこの論点は外してほしいと、こういう検討がなされることは我慢できないということがありましたら、そこはぜひ強く御指摘いただければと思います。

私とすると、これまでの画一化されたルールの中でしか物事が進まないところよりも一歩進んでいろいろなところで早期解決が図れるということ、それが和解の柔軟化の検討では非常に重要だと思っております。

それから、やはり最終的な目的というのを何度も確認しておりますけれども、個々の消費者へのしっかりとした被害回復ですので、和解が成立したときでも間違いなく周知、広報というのは徹底すべきだと思いますので、そこはやはり強調すべき要件かと思いました。

最後に、和解というのは、本当は事業者側のチャンスでもあると私は思っています。本当に故意・重過失でなかった場合、何らかの過失があって消費者側に不利益を及ぼした場合、事業者側もマーケットの中で今後ちゃんとやっていくよという事業者側の矜持みたいなものを示すチャンスでもあると思いますので裁判を長々とやって白黒つけてもらってというよりは、真つ当な事業者さんであれば、和解をチャンスと捉えて積極的に交渉の席に着いていただければと思ったところでございます。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、木村委員、お願いします。

○木村委員

今、皆様から御指摘いただいたところは、あくまでも和解というのは当事者の合意が前提なのであって、こうした和解案について同意できなければ別に乗らなければいいだけであるということかと思えます。本質論としてはおっしゃるとおりです。

ただ、こうした和解が可能になるということによって、提訴されてしまう

と、場合によっては、レピュテーションの観点から和解を迫られてしまう、ないしは社会的な圧力によってこうした和解をせざるを得ないということがあり得るのではないかということを考えますと、和解内容のイメージが独り歩きするという事は非常によろしくない部分もあろうかと思っておりますので、そういう意味において、あまりこういったこともできる、ああいったこともできるという選択肢を増やすこと自体に懸念を覚えます。対象となる消費者が確定されてそこで和解するのはまだしも、そうでない段階ですごく柔軟な和解を可能にするということがよろしいのかどうかという問題は別にあろうかと思っております。

また、別に提訴することは妨げられないけれども、1万円のために提訴する人はいるのですかという御指摘もあったかと思えます。訴訟という形を取らなくても個別に請求をされることは十分あり得ますので、消費者によっては別の訴訟というルートを取らず、この和解案に出てくる被害者たる自分に直接金を払ってくれというダイレクトな請求を受けるということでも二重払いの危険は十分に生じ得ると理解しております。

○山本座長

ありがとうございます。

大屋委員、お願いします。

○大屋委員

先ほど大高委員がおっしゃったことへの簡単な付け足しでして、私も多少、寄附先の限定はかけてもいいのではないかと思っております。少なくとも、これを法律レベルでやるのかガイドライン等で明記するかというのはちょっと考えたほうがいいと思いますけれども、少なくとも適格消費者団体自身への寄附は外させたほうがいいだろうと思います。第三者に寄附先は限定するというのと、ここはちょっと分かりませんが、例えば、公益社団法人、財団法人に限定するとか、NPO法人も公益性によってはそういうものがあり得るのか、その辺りのことはちょっと検討してもいいのかなと思いました。

以上です。

○山本座長

ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。

沖野委員、お願いいたします。

○沖野座長代理

ありがとうございます。

木村委員、後藤委員からの御懸念の御指摘もよく分かったところもあります。ただ、ちょっと2点だけ申し上げますと、一つは、二重払いのリスクということについては、それは和解のつくり込みでも対応が可能なのではないかという気もしております、償還の特約を置くとかそういう話もあり得ると思います。念頭に振り込め詐欺救済法のイメージがちょっとあったのですが、どこかに寄附してしまっても、最後のところに調整を残すような仕組みは和解条項の中でつくり込むことができるかと思えます。でも、いろいろややこしいことが、対象消費者かどうかを誰がどういうふうにして確認して幾らの範囲でとか、期間、最後は時効にかかるまでというところになるかと思えますけれども、それはリスク計算をした上でこの範囲でというふうにそこは手当てをすることは可能ではないかと。寄附の時期をかなり後にするとかということもできるかと思えます。

もう一点は、その寄附に伴う適正化の問題でして、確かに和解内容の適正については行政ですとか、あるいは他の特定適格消費者団体によるコントロールというか牽制ということもありますけれども、やはりどこでもいいのかという問題もあり、それから、事業者として本当にここで大丈夫かということがなかなか決め切れないということもあるとすると、大屋委員が言われたような寄附先たり得る主体というのは限定するとか、あるいは当面は例えばリスト方式にするということもあり得るかもしれません。消費者の保護に十分な寄与先たりうる団体として内閣府令で定める形で示すとか、それで実績などのチェックも含めて行うなどということも考えられます。御懸念があるということであればそういうやり方もあるのかと思いました。

以上です。

○山本座長

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。既に議論が8ページの②の適正性の確保、あるいは③の実効性の確保、これは今回の提案ではいずれも現行法で基本的には対応するという方向ですが、こちらのほうの議論にも及んでいると思えます。特にこれ以降区切りませんので、この②、③についてお気づきの点でも結構ですし、もちろん①の点に続けて御意見いただいても結構ですので、この資料で御発言があればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

河野委員、どうぞ。

○河野委員

8 ページの適正性の確保と、それから、9 ページの和解の実効性の確保の両方に係るのですけれども、まずは、今回御提案いただきました柔軟な和解というのが制度の中に取り込まれると。それを大前提として現状の範囲内でやったださるとということなので、まずはこの制度の中で和解が実際にどこかで起きると。それをしっかりとフォローアップした結果、修正するべき部分が生じてくればそのときにそれなりに適正に対応していただければいいかと思いました。現状では適正性の確保、それから、実効性の確保が御提案どおりで結構だと感じたところです。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

大高委員、お願いします。

○大高委員

ありがとうございます。

基本的には検討事項の②も③も含めて消費者庁のほうで御提案いただいている方向性かなと思っているのですが、実効性確保に関しては非常に重要だと思っております。ただ、二段階目の手続を利用する場合はいいのですけれども、やはり利用しない場合はやはりこれまでも何人かの委員から御指摘いただいているように、対象消費者からの授権を受けない段階での和解ということになりますので、その合意内容がどういう性格のものかというところの兼ね合いで、なかなかその執行方法が難しいと。どの方法でも一長一短といいますか、なかなかうまくはまらない部分が出てくるよねというのはあるだろうと思います。

ただ、その中で、これは和解の柔軟化のオプションの中にも入ってくるのですけれども、団体としてその約束を守ってもらえなかったときに違約金を請求できるようにしておくということです。ここはやはり執行力確保という意味でも大変重要なことになるだろうと思っています。それ以外も含めてやはり和解の組み方によってその実効性を確保できるようになると思いますので、そういったところをうまく組み合わせながら何とか実務運用でよい在り方を探していくということになるのかなと思っています。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。
ほかにいかがでしょうか。
木村委員、どうぞ。

○木村委員

資料1に戻って発言させていただければと思います。座長からいろいろおまとめいただいたところ、特に16ページの要件についておまとめいただいたところでございます。私も①、②、③それぞれについてコメントを申し上げた、もし入れるのだったらこうこうだということも含めて申し上げたわけですが、総論としては、個人情報漏洩事案がこの訴訟の対象となる、訴訟物となるということについては強く反対をするということを再度申し上げます。これまでの発言はこういう条件が入るのならよいということについてまでコミットするというわけではなく、やはり個人情報漏洩事案自体がこの訴訟の対象となることについてのリスクをまずよくよく検討すべきであるということを再度申し上げたいと思っております。

発言の機会を与えていただきましてありがとうございました。

○山本座長

いえいえ、ありがとうございました。
そのほか、今のように資料1に戻っていただいても。
大高委員、どうぞ。

○大高委員

ありがとうございます。

今の木村委員の御意見の趣旨で、事業者の御懸念からするとなるほどそういう御意見なのだろうなと理解したのですけれども、資料1の13ページにあるような個人情報漏えいの類型において、例えば、明らかに故意で情報を不適切に第三者に流したとかそういうケースであっても、なかなかやはりこの集合訴訟の対象に含めていくのはやはり抵抗があるということなのか、それとも、あくまでも単純な過失でしかも実損が生じていないようなケースまで含められるとなかなか抵抗があるよねというお話なのか、その辺りのところの御意見というのはいかがなものなのでしょうか。

○山本座長

木村委員、もし御発言いただけるようであれば。

○木村委員

ありがとうございます。

ちょっと大高委員の御趣旨を理解できていないので、もう一度御説明いただければと思います。

○大高委員

すみません。

要するに個人情報の漏えいの類型でいうと、例えば、（４）のような明らかにルールに反して故意に不適切に情報を利用したというケースであってもやはりこういう特例法の土俵に乗ってくるのはなかなか事業者側として抵抗があるというお話なのか、逆に（１）とか（２）のような単純な過失の漏えいで、かつ、実損が生じていなくて慰謝料のみが問題になるようなケースはさすがに勘弁してほしいという御意見なのか、その辺りのもう少し突っ込んだ御見解をいただけると、より議論が深まるのではないかと思い御質問さしあげました。

○木村委員

ありがとうございます。

そうですね、ここはちょっと持ち帰って検討したいなと思うところです。

確かに13ページの（４）は大分毛色が違った事案だという理解はしていません。

（１）（２）は特に対象となることに強い問題があると思っています。

（３）は内部者の不正というものを、不正があっても情報漏えいしないようにすべきである、そういうふうないろいろなガイドラインもつくられていると思いますし、民間の事業者の認証運用に当たってもそういった、例えば、会社の中でそういった仕組みができているかどうかのようところがポイントになっているという理解をしているのですけれども、全てを防ぐことは非常に難しい中で、ガイドライン等々に則った適切な仕組みを講じているのだけれども、非常に悪い内部者がいてそれを擦り抜けてしまうような場合、これも重過失になるかどうかは、実務上論点になってくるだろうと。

（４）は確かに大分違った事案、法人自身が違った意図を持って個人情報をほかの目的に使ってしまったという意味においての違法性がある事案ですけれども、これに限定されるのかどうかというところがあると思っており、要件を広げたときに、こういった極めて不適切な場合だけに限定されて提訴されるわけではないと思います。これだけだったら、（４）だけだったらいいでしょうと説明されると「いいのではないか」とおっしゃる方が多いとは思いますが、広がりやどこまであるのかというところについてやはり強い懸念があ

るだろうなと思っているところです。

○山本座長

ありがとうございました。

今のようなやり取りも含めて、引き続き次の機会にまた御提案いただいて御議論いただきたいと思いますが、他に、今日の全体を通してもし御発言があればお伺いしたいと思います。

大屋委員、お願いします。

○大屋委員

今の点に関してではあるのですが、事業者のお立場からすると、懸念があってそれには適切に対応しておきたいというお気持ちになるのは当然だろうというふうに一方では思います。他方で、これはやはり消費者訴訟の事案なのであると。どういうルールの決め方をしても一定のグレーゾーンが出て、そこについてはある種の訴訟で最後は決めてもらうしかない。訴訟を通じてその相場観をつくっていくしかないという状況にあるところ、ある意味でその訴訟を戦う体力が相対的に高いのは事業者なのであって、グレーなものを消費者がある程度訴えやすいようにしておいて事業者が戦って落としていくという形でルール形成がされるほうが、そもそも消費者にとって訴えられない、消費者側がグレーなので救済が求められないという事案が生じるよりはよいのではないかと考えられると思います。

私自身は、この辺りについては事業者の側にやはり矜持を持ってちょっと行動を律していただきたいと思うところがありますので一言申し上げました。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、資料2のほうに戻れば、和解について、基本的には柔軟化の方向性、大きな方向性それ自体には大きな御異論はなかったのではないかと思います。

ただ、個別の規律の点で、特に資料2の7ページの検討事項の2つ目の○の2つ目の中黒です。団体に対する寄附の点については種々の御議論、御懸念、御疑問等が示されたということがあったかと思えます。反対の御意見も、認めるべきではないという御意見もありましたし、認めるとしても寄附先を限定すべきではないかとか、あるいは消費者に対する回復というのを優先すべきでは

ないかとか、そういうことを法律の規定自体、あるいは何らかの指針みたいなものを設けてそこで明らかにすべきではないかといった御議論も出されたかと思えます。

そのような点も踏まえて、ここは何らかの形で柔軟化を図っていくという大きな方向性は恐らく認められていることかと思えますので、さらに、この資料の中身を、本日の御議論を受けてリファインしていただくということになろうかと思えます。

以上で、おおむね本日御議論いただくべき点については御議論いただけたのではないかと思えますが、よろしいでしょうか。何か御発言があれば。

それでは、本日取り扱った論点につきましては、いずれもこれで3回御議論をいただいたということになりました。今回は具体的な提案を基に検討を深めていただくということもできたと思えますので、今後、取りまとめに向けてさらに御議論いただくということになりますが、ある程度の方向性のようなものは見えてきたのではないかと思えますので、事務局においては本日の議論を踏まえて、取りまとめに向けた提案の作業を引き続き進めていただくということをお願いしたいと思えます。

最初に申し上げましたが、拙速に進めるということは意図しておりませんので、引き続き御議論いただく機会というのは当然設けたいと思えますけれども、さらに今日の提案をリファインしていただきたいということでもあります。

それでは、今後の日程につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○伊吹専門官

本日も大変示唆に富む貴重な御意見、御議論をどうもありがとうございました。次回の日程、議題等の詳細につきましては、改めて御連絡させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山本座長

それでは、本日もお忙しいところを御参集いただきまして、大変熱心に御議論いただきましてありがとうございました。今後とも取りまとめに向けてどうかよろしくお願いいたします。

それでは、これで第7回の検討会を終了したいと思います。長時間ありがとうございました。